## 法律第二十六号

米穀等  $\mathcal{O}$ 取 引等 に係 (る情! 報  $\mathcal{O}$ 記 録 及び 産地 情 報 の伝達 に 関 する法 律

#### (目的)

第 一条 この法律は、 米穀事業者に対し、 米穀等の譲受け、 譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達

を義務付けることにより、 米穀等に関し、 食品としての安全性を欠くものの流通を防止 Ļ 表示 の適 正 化

を図 り、 及び 適 正 か 0 円滑 な 流 通 を確保するため  $\mathcal{O}$ 措 置 の実: 施の基礎とするとともに、 米穀等  $\mathcal{O}$ 産 地 情 報

 $\mathcal{O}$ 提 供 を促 進 Ĺ Ł 0 て 玉 民  $\mathcal{O}$ 健 康  $\mathcal{O}$ 保 護、 消費者  $\mathcal{O}$ 利 益  $\mathcal{O}$ 増進 並 びに農業及びその 関 連 産 業  $\mathcal{O}$ 健 全 な

# 展を図ることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「米穀等」 とは、 米穀及び米穀を原材料とする飲食料品 (米穀並 びに医薬品、 医

療機 器等  $\mathcal{O}$ 品 質 有 ·効性! 及び安全性  $\mathcal{O}$ 確保等に関 する法律 昭 和三十五年法 律第 百 四十 五号) に 規定する

医 1薬品、 医 |薬部| 外品 及 び 再生 医 療等製品を除 き、 料理を含む。 以下同じ。) であっ て政令で定めるも 0) を

#### いう。

発

2 この 法 律 に お 1 7 米 穀 事業者」 とは、 米 穀等  $\mathcal{O}$ 販 売、 輸 入、 加 工 製造 又 は 提 供  $\mathcal{O}$ 事 業を行う者をい

う。

3 が その  $\mathcal{O}$ 購 法 律に 入等に際してその おいて 「指定米穀等」とは、 産地を識別することが その流通及び消費の 重要と認めら )状況 ħ る米穀等として政令で定めるも からみて、 米穀事業者及び一 般消  $\mathcal{O}$ を 費者 う。

4  $\mathcal{O}$ 法 律 に お いて指力 定米穀等に つ ١ ر て 「産 地 とは、 指定米穀等 が 米穀であ る場合に あ って は そ  $\mathcal{O}$ 産 地

れ を る 1 指 1 定 米 飲 食 穀 等 料 品 であ で あ 0 てそ る場合に  $\mathcal{O}$ 原 材 あ 料 0 7 で あ は 当 る 米 該 飲 穀 食  $\mathcal{O}$ 料 産 地 品 が  $\mathcal{O}$ 明 原 5 材 か 料 でな で あ る米 1 ŧ 穀  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 産  $\mathcal{O}$ 他 地  $\mathcal{O}$ 飲 主務 食 料 省 令で 品品 とし 定め て 輸 る 指 入 定 さ

米穀等にあっては、主務省令で定める事項)をいう。

(取引等の記録の作成)

第三条 米 穀 事 業者は、 米穀等につい 7 、譲受ける 文は 他 の米 榖 事 業者  $\mathcal{O}$ 譲 渡しをしたときは、 主務省令で定

 $\Diamond$ るところに ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 名 称 (指 定 米 操業等 に あ 0 7 は そ  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 産 地 数 量 年 月 月 相 手 方  $\mathcal{O}$ 氏

名 又 は 名 称 搬 入 又 は 搬 出 を L た場 所 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 主 務省令で定 8 る 事 項 E 関 す Ź 記 録 を作 成 しなけ れ ば な 5

ない。

2 米穀 事 業者 が 他  $\mathcal{O}$ 米 穀事 子業者にて 委託をして米穀 等  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L をする場 一合に お け る 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい

て は、 同 項 中 譲受け 又 は 他  $\mathcal{O}$ 米 穀 事 業者  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L とあ る  $\mathcal{O}$ は 米 宗穀等  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L  $\mathcal{O}$ 委 託 をする 米 穀 事

業者に あって は 「譲受け Ź は他 0 米穀事業者 ^ 0 譲 渡 L 0 委託」 と、 米穀等  $\dot{O}$ 譲 渡し <u>の</u> 受託をする米穀 事

業者にあって は 「譲渡しの受託又は 他の米穀事業者 の譲渡し」

(米穀事業者間における産地情報の伝達)

第四 条 米 穀 事 ,業者, は 指 定 米穀等 12 0 ( ) 7 他 0) 米 八穀事 業者 0 譲渡しをするときは、 主務省令で定め ると

ころに ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 包 装、 容器 又 は 送 ŋ 状 ^  $\mathcal{O}$ 表 示 その 他 0 方 法に ょ り、 当該 指 定米 穀等  $\mathcal{O}$ 産 地 を、 当 該 他

の米穀事業者に伝達しなければならない。

2 米 穀事 業者 が 他 の米 穀事 業者に委託をして指定米穀等の譲渡しをする場合における指定米穀等の 譲 渡

 $\mathcal{O}$ 委 託 をす る米穀事業者に つい て  $\mathcal{O}$ 前 項の 規 定  $\mathcal{O}$ 適用 につ ١ ر ては、 同 .項中 譲 渡 とあるの は、 譲 渡

しの委託」とする。

(搬出、搬入等の記録の作成)

第五 条 米 穀事 ず業者は、 米穀等に つ ١ ر 搬出、 搬入、 廃棄又は亡失をしたときは、 第三条第一項 (同条第二

項  $\hat{O}$ 規 定 に ょ り読み替えて 適 用 す る場合を含む。 以下同 ľ  $\mathcal{O}$ 規 定に より当 該 行 為に 0 V) 7 記 録 を 作 成

L な け れ ば な 5 な 1 場 合を 除 き、 主 務 省 令 で定め るところに より、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 名 称 数 量 年 月 日 亡 失を た

場合で あってそ  $\mathcal{O}$ 年 月 日 が .明ら か で な いときは、 時期 搬 出 及 び 搬入をした場 所 他  $\mathcal{O}$ 米穀事 業者、 との

間 で 搬 出 入をしたときは、 相 手方 0) 氏 名又は 名称 及び搬 出 又は搬入をした場所) その 他  $\mathcal{O}$ 主務省令で定 め

る事 項 に関す ,る記録: を作成しなけ れ ば ならな \ <u>`</u> ただ Ļ 少 量 一の米 衆等に つい て 廃棄又は亡失をした場合

その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

(記録の保存)

第六条 米 穀 事 ず業者は、 第三条第一 項及び前条の 規定による記録を、 当該記録を作成した日から主務省令で

定める期間保存しなければならない。

(米穀事業者の努力)

第七 条 米 穀 事 業 者 は 第三 一条第 項 反 び 第 五 条  $\bigcirc$ 規 定 に ょ る 記 録  $\mathcal{O}$ ほ か、 米 穀 等 に 関 保管  $\mathcal{O}$ 時  $\mathcal{O}$ 温 度

及 でド 湿 度 残 留 す Ź 薬 又 は 品品 位 等 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 検 査 を 行 0 た 場 合 に お け る当 該 検 査  $\mathcal{O}$ 結 果 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 食 品 と

7 の安全性を欠くもの 0 流通  $\mathcal{O}$ 防 止 表 示  $\mathcal{O}$ 適 正 化又は . 適 正 か つ 円 滑 な流 通  $\mathcal{O}$ 確 保に資する事 項 に 関 す

る記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

(一般消費者に対する産地情報の伝達)

第八条 米穀事 業者 他 の米穀事業者に委託をして指定米穀等の販売又は提供をする場合における当該委託

をす る米穀事業者を除く。) は、 指定米穀等につい て 般消費者  $\mathcal{O}$ 販売又は提供をするときは、 食 品品 表

示法 (平成二十五年法律第七十号) 第四条第六項に規定する食品 表 示基 準、 日 本 農 成林規: 格 等に . 関 はする 法 律

昭昭 和二十 五 年 法 律 第 百 七 十五号) 第 五. + 九 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 定め 5 れ た 品品 質 に 関 す Ź 表 示  $\mathcal{O}$ 基 準 又

は 酒 税  $\mathcal{O}$ 保 全 及 T 酒 類 業 組 合 等 12 関 す Ś 法 律 (昭 和二十 八 年 法 律 <del>涼</del> 七号) 第 八 + 六 条  $\bigcirc$ 六 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に

ょ ŋ 定めら れ た酒類  $\mathcal{O}$ 表示  $\mathcal{O}$ 基準 12 従って当該指定米穀等の 産地、 を表示しなけ れ ば ならな 場合を除

主務 省令で定めるところにより、 その包装又は 容器 へ の 表示その他 の方法により、 当該指 定米穀等 0) 産 地

を、当該一般消費者に伝達しなければならない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 米 穀 事 業 者 が 販 売 又 は 提 供をする指 定米 穀等に ついて、 そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 産 地  $\mathcal{O}$ 情 報 を 般消

費者 が 知 ることができるようにす る措置とし て主務が 省令 で定め る ŧ  $\mathcal{O}$ がとら れ 7 1 る場 合 で あ 0 当該

米 穀 事業者が 主務省令で定めるところにより、 当該情報を知ることができる方法を当該 般消費者 に伝

達 したときは、 当該米穀事業者 は、 同 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定に よる伝達をしたも のとみなす。

3 前二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 主 務 省 令で定 8 る 規模 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 要件 に 該当する Ź 米 穀 事 業者 が 指 定米 穀等 (料 理 酒 . 類

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 主務省令で定めるものに限る。 に ついて一般消費者への提供をする場合については、 適用 しな

\ \ \

(勧告及び命令)

第九条 主務 大臣 は、 米穀事 業者が 前 条第一 項 0 規 定を遵守してい な 7 と認めるときは、 当該米穀事業者

対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 主 務 大臣 は 前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をと

らなかったときは、 当該米穀事業者に対し、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第十条 主務 大 臣 は、 こ の 法 律 の施 行 に 必要な限 度 に お 7 て、 米穀 事 業者若、 しくは 米 宗穀等  $\mathcal{O}$ 運送業者若

は 倉 庫 学者に 対 そ  $\mathcal{O}$ 業務 に関 報告を 求 め、 又は そ 0) 職 員に、 これ 5  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 事 務 所 事 業 場 店 舗

倉庫 船 舶、 車 声 そ  $\mathcal{O}$ 他米穀等の販売、 輸入、 加工、 製造、 提供、 輸送若しくは保管の業務に関係が ある

場所 に立ち入り、 業務 の状況若 しくは帳 簿、 書類その他 の物 件を検査させ、 若しくは関係 者に質問させる

ことができる。

2 前 項  $\hat{O}$ 規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示し なければな

らない。

3 第 項 の規定による立入検査の権限は、 犯罪搜 査 一のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第十一 条 この 法 律に お け る主務大臣 は、 次の各号に掲げ る事 項  $\hat{O}$ 区分に応じ、 当該 各号に定める大臣とす

る。 ただし、 酒 . 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 販 売、 輸入、 加工、 製造又は提供 の事業に係る事項については、 財務大臣とする。

第九条第 項のに 規定による勧告、 同条第二項の規定による命令並びに前条第 項のに 規定による報告の

徴 収 及び立 一入検査 (第四 · 条、 第八条又は第九条の 規定を施行するために行うものに限 る。 に関す る事

項 内閣総理大臣及び農林水産大臣

前 条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による報 告  $\mathcal{O}$ 徴収 及び立入検査 (前号に掲げるものを除く。 に関する事項 農林

水産大臣

2 第九 条第 項 及び 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定による主務 大臣  $\mathcal{O}$ 権 限 は、 前 項 本文 (第一号に係る部 分に限

 $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ らず、 内 閣 総 理 大 臣 . 又 は 農 林 水 産 大臣 がそ れ ぞれ 単 独 で行使することを妨げ な

3 次 の各号に掲げる大臣 は、 前項  $\mathcal{O}$ 規定によ り単独で第九条第一項の規定による勧告をしようとするとき

は、 あらかじめ、 その勧告の 内 容につい て、 それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

4 前 項各号に 掲げる大 臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 により 前 条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に による権限 限 を単 独で行使したときは

速や かに、 その結果について、 それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

5 次 の各号に掲げる大臣は、 この法律の目的を達成するため必要が あると認めるときは、 それぞれ当該各

号に定める大臣に対 Ļ 前条第一 項  $\hat{O}$ 規定による措置をとるべきことを要請することができる。

内 閣 総 理 大 臣 又 は農林 水 産 大 臣 財 務 大 臣

二 財務大臣 内閣総理大臣又は農林水産大臣

6 前 項 0 規定により要請を受けた大臣は、 当該要請を受けて講じた措置を、 内閣 総理大臣又は農林水 産大

臣  $\mathcal{O}$ 要請、 を受け って講じ たも  $\mathcal{O}$ に あ っては内 閣 総理 大臣 及び農林 水産大臣に、 財務大臣の要請を受けて講じ

た ŧ  $\mathcal{O}$ に あ って は 財 務 大臣 12 通 知す るものとする。

7  $\overline{\mathcal{O}}$ 法 律に おける主務省令 は 内 閣 府令 ・農林水産省令・財務省令とする。 ただし、 第三条第一 項、 第

五 条及び第六条に規定する主務省令は、 農林・ 水産 省令・ 財務省令とする。

8 内 閣 総 理大臣 は、 この 法律に規定する権限 (政令で定めるものを除く。 を消費者庁長官に委任する。

ることができる。

9

財

務

大臣

は

政令で定めるところにより、

こ の

法律

に規定する権

限の全部

又は

部を国

|税庁

長官に

委任

10 この 法律に規定する農林水産大臣 の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部 又は

部 は、 政令で定めるところにより、 これを地方支分部局 の長に委任することができる。

11 この 法 律に 規定する る農林水産大臣 . (7) 権限 及び 第八項の 規定により消費者庁長官に委任された権限に 属 す

る事 務  $\mathcal{O}$ 部 は、 政令で定めるところにより、 都 道 府 県 知 事 が 行うこととすることができる。

(罰 則

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の罰金に処する。

第三条第 項 又は 第五 条 の規・ 定に違反 して記 記録を作る 成せず、 又は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 記 録 がを作成. L た者

第四 条第 項 (同 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定により読 み替えて適用する場合を含む。  $\mathcal{O}$ 規定に 違反して伝 達を

せず、 又は 虚 巡偽の伝え 達をした者

三 第六条の規定に違反し た者

第九条第

五.

第十

· 条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定に

よる報告をせず、

若しくは

虚

偽

 $\mathcal{O}$ 

報告をし、

又は

同

項

0)

規定

に

よる検査

を

拒

4

兀 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による命令に違反した者

妨げ、 若し Š は 忌 避 若 しく 、は質問 に 対 して答弁をせず、 若しく は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 答 弁をし た者

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その 他 0 従業者が、 その法・ 人又は 人の業務に

関 前 条 の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほ か、 その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

施 行期 月

第 一条 この 法 律 は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起算 して 年六 、月を超り えなな 1 範 囲 内 に おい て政令で定める日か 2ら施2 行す

る。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

# 一 附則第四条及び第五条第二項の規定 公布の日

第二 条 第 項 及 U 第四 項、 第 兀 条 第 八 条、 第 九 条、 第十二条第二号及び 第四 号、 次条並 び 附 則 第

六 条  $\mathcal{O}$ 規定 公布  $\mathcal{O}$ 日 か ら起算して二年六月を超えない 範囲内 に お 7 て政令で定める 日

### (経過措置)

第二条 前 条第二号に掲げる規定の 施 行前に国内に お į١ て 譲渡し (譲 渡 ĺ 0 委託を含む。 をされた米穀等

及び 当該 米穀等を原 材料とする飲 食料 品 で あ 0 て、 指 定 米穀等であ るも  $\mathcal{O}$ に 0 7 て は、 指 定 米穀等 で な

米穀等とみなして、この法律の規定を適用する。

第三条 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 か ら附 則 第 一条第二号に掲げる規定の施 行  $\mathcal{O}$ 日 0 前 日 ま での 間 における第三条

第 項並 がに第一 + 条第五項及び第六項の 規定の 適用 12 0 1 7 は、 第三条第一 項 中 「名称 (指定米穀 等に

あ **つ** て は その 名称 及び 産 地 とあ るの は 「名称」 と、 第十一 条第五 項及び 第六 項中 内 閣 総 理 大 臣 . 又

は 農 林 水 産 大 臣 とあ り、 並び に 同 項中 内 閣 総理大臣 及び農林 水産 大臣」 とある <u>,</u> は 「農林 水 産 大臣

とする。

(政令への委任)

第四 条 前二条に定め る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 この 法律 の施 流行に関! L 必 要な経過 過 措 置は、 政令で定める。

#### (検討)

第五条 政 府 は、 この 法律の 施行後五年を経過した場合において、 この 法律 の施 行 の状況 に つい て検討 を加

え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づい て所要の措置を講ずるものとする。

2 政 府 は 前項に規定するも の の ほ か、 国民 の健 康 の保 護、 消費者  $\mathcal{O}$ 利 益  $\mathcal{O}$ 増 進 並 一びに農業及び その関 連

産 業  $\mathcal{O}$ 健 全な 発 元展を 义 る観 点 か ら、 飲 食料 品 に 0 7 この 法 律  $\mathcal{O}$ 実 施 状 況 を踏 まえつつ、 速 Ğ, か 仕

入先 仕 入 日 販 売 先 販 売 日 等  $\mathcal{O}$ 取 引等 に 係 る 基 礎 的 な 情 報 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 記 録  $\mathcal{O}$ 作 成 及 CK 保 存 並  $\mathcal{U}$ に 緊急

時に お ける国 等 へ の 情 報提供を義 務付けることについて検討を加えるとともに、 加工食品について、 速や

か に、 その主要な原材料の )原産地 表示を義務付けることについて検討を加え、 必要があると認めるときは

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

、消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第六条 消 費者 庁 及び 消 :費者: 委 員 会 設 置 法 (平成二十 年法律第四十八号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第四条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二

十六号)の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の 産地の伝達 (酒類の販

売、輸入、加工、 製造又は提供の事業に係るものを除く。)に関すること。